

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和7年度	次回見直し予定	令和12年度
条 例 名		神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例			
条 例 番 号		平成16年神奈川県条例第65号	法 規 集	第4編第1章第6節	
所 管 室 課		くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課			
条 例 の 概 要		神奈川県の区域における犯罪の防止等に関し、県、県民及び事業者の責務、犯罪の発生を減らすための取組を推進するための施策など、必要な事項を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必 要 性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	本条例は、県、県民、事業者等が連携し、相互に協力して、安全で安心なまちづくりを進めるために必要な事項を定めていることから、犯罪の発生する機会を減らし、安全で安心して暮らせる社会を実現する上で、本条例の必要性が認められる。			
	有 効 性 （ 現行の内容 で課題 が解決で きるか。 ）	安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進することにより、県民等の理解とその取組が促進され、県内の刑法犯認知件数は、制定時と比較し大幅に減少している。しかしながら、犯罪情勢については制定時と比較し大きく変化していることから、現状に即したものとなるよう条例の改正及び運用の改善等を検討する必要性が認められる。			
	効 率 性 （ 現行の内容 で効率的 といえる か。 ）	本条例に基づき類型別に定める防犯上の指針については、明確かつ限定的であり、効率性が認められる。			
	基 本 方 針 適 合 性 （ 県政の基本的な方針に 適合しているか。 ）	本条例は、犯罪を防ぎ、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すものであり、新かながわグランドデザインにおける政策の基本方向に掲げる「犯罪や事故のない安全な地域社会づくり」と合致しており、県の基本方針に適合している。			
	適 法 性 （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	本条例が規定する県民及び事業者の責務や施設管理者等に対する努力義務に関する規定の内容は、条例の目的に照らして合理的なものであり、かつ憲法、法令に抵触しない内容である。			
	その他				
見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。			理 由 等 条例の施行、運用における課題や社会状況の変化に対応するため。	